【介護支援専門員の研修体系】

有効期間の延長

↑ 県に更新申請

③介護支援専門員更新研修
対象者：専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

○実務未経験者
※研修時間：44時間以上（①実務研修と同様）

○実務経験者
※研修時間：53時間以上（⑤専門研修Ⅰ・Ⅱと同様）
※実務経験があり、有効期間内に⑤専門研修Ⅰ・Ⅱを全課程受講している者は免除
※2回目以降の更新研修は20時間（専門研修Ⅱのみ）

⑥主任介護支援専門員研修
対象者：
・専任の介護支援専門員としての従事期間が通算5年（60ヶ月）以上の者
・ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員としての従事期間が通算3年以上の者
・主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者
・その他介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、都道府県が適当と認める者
※研修時間：64時間以上

⑤介護支援専門員専門研修

○介護支援専門員専門研修Ⅰ
対象者：介護支援専門員実務に従事している者で就業後6か月以上の者
※研修時間：33時間以上

○介護支援専門員専門研修Ⅱ
対象者：介護支援専門員実務に従事している者で就業後3年以上の者
※研修時間：20時間以上

④実務従事者基礎研修
対象者：介護支援専門員実務に従事している者で実務就業後1年未満の者
（原則、全員受講）
※研修時間：33時間以上

スーパーバイザーレベル → 地域包括支援センター・特定事業所等に配置し、地域の介護支援専門員を支援

中堅レベル

新任レベル

介護支援専門員実務従事者

介護支援専門員実務非従事者

専門員証の更新をする場合

介護支援専門員証交付（有効期間　5年間）

専門員証の有効期間5年が経過した場合

↑ 県に交付申請

介護支援専門員の登録

↑ 研修修了後、3ヶ月以内に県に登録申請

介護支援専門員実務研修受講試験合格

➡

①介護支援専門員実務研修
対象者：介護支援専門員実務研修受講試験合格者
※研修時間：44時間以上

②介護支援専門員再研修
対象者：登録後5年以上、実務に従事したことがない者又は実務経験はあるが、5年以上実務に従事したことがない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付をうけようとする者
※研修時間：44時間以上（①実務研修と同様）

→ 県に交付申請

有効期間の復活